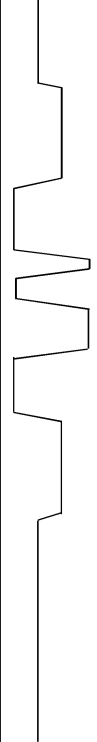


主要工程		検査項目																			
主要工程		▽解列	RCS降温	R/V開放	燃料取出	R/V特別点検	燃料接荷	R/V組立	起動試験	起動前弁点検	起動試験	▽並列									
RCS水位		RCS全フロー																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	4	3	
第85条(表85-9-1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	モード3、4	主蒸気逃がし弁が手動での開閉ができること(現場手動含む)	・主蒸気逃がし弁	×	△															
			主蒸気逃がし弁が手動での開閉ができないこと(現場手動含む)	・主蒸気逃がし弁																	
第85条(表85-10-1)(2) 水素濃度監視	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	(1) 静熱油膜式水素再結合装置の所要数が動作可能	・静熱油膜式水素再結合装置																	
			(2) 静熱油膜式水素再結合装置の所要数が動作可能	・静熱油膜式水素再結合装置																	
第85条(表85-10-1)(2) 水素濃度監視	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	(3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能	・原子炉格納容器水素燃焼装置																	
			(4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能	・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置																	
第85条(表85-10-2)(2) 水素濃度監視	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	・静熱油膜式水素再結合装置 5基	・静熱油膜式水素再結合装置																	
			・静熱油膜式水素再結合装置温度監視装置 5個	・原子炉格納容器水素燃焼装置 12個																	
第85条(表85-10-2)(2) 水素濃度監視	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 12個	・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置																	
			・空冷式非常用発電装置	・空冷式非常用発電装置																	
第85条(表85-10-2)(2) 水素濃度監視	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	(表85-15-1の2)において運転上の制限を定める	・燃料油貯蔵缶																	
			(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める	・タンクローリー																	
第85条(表85-10-2)(2) 水素濃度監視	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める	・タンクローリー																	
			可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統(1系統とは可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉格納容器冷却水循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプリング冷却器1個、A湿分離器1個)が動作可能	・可搬型格納容器内水素濃度計測装置:1個 ・可搬型原子炉格納容器冷却水循環ポンプ:1台 ・可搬型格納容器ガス試料圧縮装置:1台 ・Aガスサンプリング圧縮装置:1個 ・Aガスサンプリング冷却器:1個 ・A湿分離器:1個 ・大容量ポンプ																	
第85条(表85-10-2)(2) 水素濃度監視	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	(表85-7-2の2)において運転上の制限を定める	・空冷式非常用発電装置																	
			(表85-15-1の2)において運転上の制限を定める	・燃料油貯蔵缶																	
第85条(表85-10-2)(2) 水素濃度監視	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める	・タンクローリー																	
			可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統(1系統とは可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉格納容器冷却水循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプリング冷却器1個、A湿分離器1個)が動作可能	・可搬型格納容器内水素濃度計測装置:1個 ・可搬型原子炉格納容器冷却水循環ポンプ:1台 ・可搬型格納容器ガス試料圧縮装置:1台 ・Aガスサンプリング圧縮装置:1個 ・Aガスサンプリング冷却器:1個 ・A湿分離器:1個 ・大容量ポンプ																	

主要工程		検査項目																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	燃料取出 R/V 特別点検	燃料接合	R/V組立	起動試験	起動前弁点検	△並列	
RCS水位			キヤピラ・満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全フロア																
	第85条(表85-11-1.02) 水素排出、放射性物質の濃度 低減	モード3、4、5、6	(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能(ファンが手動起動(系統構成会社)でできること) (2) 代替空気が(空室)系統が動作可能 ・Aアニュラス空気浄化ファン:1台 ・Aアニュラス空気浄化フィルタユニット:1基 ・空室弁(アニュラス空気浄化排気弁)動作用:2本 (1セット2本(アニュラス空気浄化排気弁)動作用1本、アニュラス排気弁)動作用1本) ・空室弁非常用発電装置 (表85-15-1.02)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵そう (表85-15-7.02)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7.02)において運転上の制限を定める)	・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・空室弁(アニュラス空気浄化排気弁)動作用 ・空室弁非常用発電装置 ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー	X	X	X	X	X	X	X	X							
	第85条(表85-12-1.02) 海水から使用済燃料ピットへ の注水	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵し ている期間	送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系を系統動作可能 ・送水車:1台×2 ・燃料油貯蔵そう (表85-15-7.02)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7.02)において運転上の制限を定める)	・送水車 ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー	X	X	X	X	X	X	X	X							
	第85条(表85-12-2.02) 使用済燃料ピットへのスプレ イ系	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵し ている期間	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備 について2系統(1系統とは屋外に配備する送水車1台)が動作可能 (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備 について1系統(1系統とは屋内に配備するスプレイヘッド4 個(1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む))が動作可能 ・送水車:1台×2 ・スプレイヘッド:4個 ・燃料油貯蔵そう (表85-15-7.02)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7.02)において運転上の制限を定める)	・送水車 ・スプレイヘッド ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー	X	X	X	X	X	X	X	X							

主要工程		検査項目																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-ド外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3		
RCS水位	第85条(表85-12-3) 使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(使用済燃料ピットの監視) ・使用済燃料ピット水位(広域):2個 (動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない) ・使用済燃料ピット温度(AM用):2個 ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置(1セット1個)を含む):2個 ・可搬型使用済燃料ピット水位:2個 ・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ:2個 ・空冷式非常用発電装置(表85-15-1の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう(表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー(表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・使用済燃料ピット監視計装 ・使用済燃料ピット水位(広域) ・使用済燃料ピット温度(AM用) ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ ・可搬型使用済燃料ピット水位 ・カメラ空冷装置を含む ・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー																			
	第85条(表85-13-1の2) 大気への拡散抑制、新空機燃料火災への泡消火	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統(1系統とは、大容量ポンプ3台(予備機1台含む)、放水砲3個(予備機1個含む)および泡混合器1台)が動作可能 ・大容量ポンプ(放水砲用):3台 (2台連続で3号炉と4号炉両方向同時に放水できる容量を有するもの、3号炉及び4号炉合計所要数) ・放水砲:3個(3号炉及び4号炉合計所要数) ・泡混合器:1台(3号炉及び4号炉合計所要数) ・燃料油貯油そう(表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー(表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・大容量ポンプ(放水砲用) ・放水砲 ・泡混合器 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー																			
	第85条(表85-13-2) 海洋への拡散抑制	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	所要数が使用可能 ・シルトファンズ:2組(1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数) 取水設備: 高さ約8m/幅約12m/本を2本として1組として2組(4本) 放水口側: 高さ約13m/幅約80m/本を4本を接続した状態で1組として2組 高さ約6.5m/幅約70m/幅約20m/本を3本、幅約10m/本を1本を接続した状態で1組として2組 高さ約10.5m/幅約10m/幅約10m/本を1本として1組として2組 高さ約10.5m/幅約3.5m/幅約3.5m/本を6本として1組として2組	・シルトファンズ																			



主要工程		検査項目																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	4	3	
<p>▽並列 RCS降温</p> <p>燃料取出 R/V特別点検</p> <p>燃料接合</p> <p>R/V組立</p> <p>起動試験</p> <p>起動前弁点検</p> <p>起動試験</p> <p>起動試験</p> <p>RCS漏えい検査</p> <p>調整運転</p>																					
<p>キヤビテリ減水</p> <p>RCS減水</p> <p>ミッドロープ</p> <p>RCS全フロア</p>																					
<p>RCS水位</p>																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	4	3	
第85条(表85-14-1(2)) 海水を用いた復水タンクへの補給	第85条(表85-14-1(2)) 海水を用いた復水タンクへの補給	モード3, 4, 5, 6	海水を用いた復水タンクへの補給系を系統動作可能 ・送水車: 1台×2 ・燃料油貯油そう (表85-15-7(2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7(2)において運転上の制限を定める)	・送水車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第85条(表85-14-2(2)) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	第85条(表85-14-2(2)) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	モード3, 4, 5, 6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能 (1) 復水タンク(有効水量): 646m <sup>3</sup> 以上 (2) 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ: 1台	・復水タンク ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第85条(表85-14-3(2)) 燃料取替用水タンク	第85条(表85-14-3(2)) 燃料取替用水タンク	モード3, 4, 5, 6(キヤビテリ低水位)	燃料取替用水タンク: (1) ほう蒸濃度: 2800ppm以上 (2) ほう蒸水量(有効水量): 1600m <sup>3</sup> 以上 (原子炉キヤビテリ水張り、水抜き期間においては第85条に定める水張りおよび原子炉キヤビテリ水張り期間においては第85条に定める水張りを満足してはならない。なお、原子炉キヤビテリ水張り期間とは、原子炉キヤビテリ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キヤビテリ水抜き期間とは、原子炉キヤビテリ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう)	・燃料取替用水タンク	×	×	×	×	△						△	×	×	×	×	×	×
第85条(表85-15-1(2)) 空冷式非常用発電装置からの給電	第85条(表85-15-1(2)) 空冷式非常用発電装置からの給電	モード3, 4, 5, 6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置による電源系1系統(1系統とは、モード3, 4, 5, 6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台)動作可能 ・空冷式非常用発電装置: 2台(使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台) ・タンクローリー (表85-15-7(2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7(2)において運転上の制限を定める)	・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

主要工程		検査項目																	
主要工程		▽類別	RCS降温	RへV開放	燃料取出	RV特別点検	燃料接荷	RへV組立	起動試験	起動前弁点検	起動試験	▽並列							
RCS水位		キヤピタリ満水	RCS満水	ミッドロープ	RCS全フロア	RCS漏えい検査													
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
第85条(表85-15-2の2)号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)(号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)からの給電)	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1)号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)による電源系1系統(1系統とは、他号炉のモード1、2、3、4の場合の所要数)他号炉のモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合における所要数が使用可能 (2)号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)による電源系1系統(1系統とは、他号炉のモード1、2、3、4の場合の所要数)他号炉のモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合における所要数が使用可能 a.他号炉がモード1、2、3、4の場合 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号):1組(3号炉および4号炉の合計所要数) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号):1組(3号炉および4号炉の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号炉):2基 ・燃料油貯蔵槽(他号炉):466m <sup>3</sup> b.他号炉がモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号):1組(3号炉および4号炉の合計所要数) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号):1組(3号炉および4号炉の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号炉):1基 ・燃料油貯蔵槽(他号炉):226m <sup>3</sup> (他号炉とは3号炉をいう)	・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号) ・ディーゼル発電機(他号炉) ・燃料油貯蔵槽(他号炉)	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×
第85条(表85-15-3の2)電源車からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車による電源系2系統が動作可能 ・電源車:1台×2 ・燃料油貯蔵槽(表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー(表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・電源車 ・燃料油貯蔵槽 ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第85条(表85-15-4の2)蓄電池(安全防護系用)および蓄電池(3系統目)からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池(安全防護系用)による電源系および蓄電池(3系統目)動作可能 ・蓄電池(安全防護系用):1組 ・蓄電池(3系統目):1組(表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・蓄電池(安全防護系用) ・蓄電池(3系統目)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第85条(表85-15-5の2)可搬式整流器からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬式整流器からの電源系1系統(1系統とは、可搬式整流器1個)動作可能 ・可搬式整流器:1個 ・空冷式非常用発電装置(表85-15-1の2において運転上の制限を定める) ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)(表85-15-2の2において運転上の制限を定める) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)	・可搬式整流器 ・空冷式非常用発電装置 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号) ・ディーゼル発電機(他号炉) ・燃料油貯蔵槽(他号炉)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×





